

令和6年第7回教育委員会会議録

日時：令和6年7月22日（月）

午前10時開会

場所：教育委員会室

| | | |
|------|----|------|
| 出席委員 | 委員 | 西口晶子 |
| | 委員 | 富田昌平 |
| | 委員 | 田村学 |
| | 委員 | 山口友美 |

| | | |
|-----|--------------------|-------|
| 出席者 | 教育長 | 森昌彦 |
| | 教育総務部長 | 家城寛 |
| | 学校教育部長 | 伊藤雅子 |
| | 教育総務部次長 | 長脇弘幸 |
| | 教育総務部生涯学習担当参事（兼） | |
| | 中央公民館長 | 松永正春 |
| | 学校教育部次長（兼） | |
| | 学校教育課長 | 伊藤幸功 |
| | 生涯学習課課長 | 江角武 |
| | 学校教育課幼児教育課程担当副参事 | 村木美智子 |
| | 教育研究支援課長 | 伊東和彦 |
| | 教育総務課経理・指導担当副参事（兼） | |
| | 香良洲教育事務所長 | 西川敦子 |
| | 教育総務課給食担当副参事 | 大西康裕 |

教育長 本日の議案の概要説明をお願いします。

教育総務部長 本日は、議案第31号 津市社会教育委員の委嘱について、議案第32号 津市立幼稚園則の一部の改正について、議案第33号 津市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、議案第34号 令和6年度津市学校運営協議会委員の一部任命替えについての4件の議案について、御審議をお願いします。次に、(1) 令和6年度津市一般会計補正予算<教委所管分>案に係る協議についての1件の協議事項について、御協議をお願いします。詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長等から説明いたしますので、よろしくをお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第31号から議案第34号の議案4件です。このうち議案第31号、議案第33号、議案第34号の3件及び協議事項(1)の1件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第1号及び第2号の規定に該当するため、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 それでは、議案第31号、議案第33号、議案第34号及び協議事項(1)の4件につきましては、非公開と決定します。

議案第31号 津市社会教育委員の委嘱について

議案第31号 非公開で開催

議案第31号 原案可決

議案第32号 津市立幼稚園則の一部の改正について

議案第32号 公開で開催

議案第32号 原案可決

議案第33号 津市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

議案第33号 非公開で開催

議案第33号 原案可決

議案第34号 令和6年度津市学校運営協議会委員の一部任命替えについて

議案第34号 非公開で開催

議案第34号 原案可決

協議事項

(1) 「令和6年度津市一般会計補正予算〈教委所管分〉案に係る協議について」

<以下公開>

教育長 それでは、はじめに「公開事案」の議事に入ります。議案第32号「津市立幼稚園則の一部の改正について」、事務局から説明をお願いします。幼児教育課程担当副参事。

幼児教育課程担当副参事 幼児教育課程担当副参事の村木です。よろしくお願いたします。議案第32号津市立幼稚園則の一部を改正する規則について説明をさせていただきます。資料を1枚めくっていただいた1枚目が改正文で、もう1枚めくっていただいた2枚目が新旧対照表で、3枚目以降が現在の津市立幼稚園則となっております。改正理由としましては津市立南立誠幼稚園及び津市立藤水幼稚園において3歳児保育を実施するための改正及び津市立幼稚園の定員について令和6年4月から国の保育士等の配置基準が改正されたことを受けまして、近年の実利用人数と定員との乖離があることから、定員の変更をするための改正を行うものです。改正内容としましては、津市立南立誠幼稚園及び津市立藤水幼稚園の教育開始年齢を満4歳から満3歳に改正するとともに、津市立幼稚園15園におきまして原則2年保育の園は40人、3年保育の園は60人の定員に改めようとするものです。施行期日は令和7年4月1日です。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

教育長 説明は以上です。御質問等はございませんか。

教育長 田村委員。

田村委員 先ほどの御説明では、法令の改正に伴いまして、その実態に合わせた定員の見直しを行うということで、以前に3歳児保育を設ける関係で、2園につきましてはその方針で聞いていましたが、ほかの所はその説明で行きますと実態に合わせるという形の定員減と言いますか、補修定員ですよね。それは具体的にどのような法令の改正ですか。

教育長 幼児教育課程担当副参事。

幼児教育課程担当副参事 幼児教育課程担当副参事です。幼稚園は法令の改正はありませんでしたが、児童福祉法で4、5歳児が25人、3歳児が15人という改正がありましたので、幼稚園の場合は35人ですが、あまりにも実際の数と乖離が生じていましたので、20人を基準に書かせていただきました。

教育長 田村委員。

田村委員 つまり、児童福祉法ということは保育定員の関係のそういう配置基準が変わりまして、それに合わせる形で見直した結果、さらに実態を見直しまして、こういう定員の見直しになったということですね。

幼児教育課程担当副参事 はい。

田村委員 分かりました。

教育長 西口委員。

西口委員 子ども数が減ってきていますので、実態には合ってきたかなと思いますが、先ほどの説明でいきますと2年保育は40人、3年保育は60人ですが、南立誠は3歳児保育ですが46人、藤水幼稚園は3歳児保育ですが49人というふうに特異な形で定員を決めるということですね。

教育長 幼児教育課程担当副参事。

幼児教育課程担当副参事 幼児教育課程担当副参事です。南立誠と藤水幼稚園に関しましては、今年度から満3歳を実施するということで、新しく学年を始めるということで46人と49人と設定させていただきました。

教育長 西口委員。

西口委員 いろいろな協議の結果だと思いますが、あえて60人、3年保育ですと60人と置かずに46、49という数字で募集をするということか御確認をさせていただきます。

教育長 幼児教育課程担当副参事。

幼児教育課程担当副参事 46、49で募集させていただきます。

教育長 富田委員。

富田委員 前にも御説明があったかもしれませんが、46と49の違いはなぜなのですか。

教育長 幼児教育課程担当副参事。

幼児教育課程担当副参事 幼児教育課程担当副参事です。南立誠と敬和幼稚園は2キロも離れていないため、南立誠と敬和に分かれるということと、藤水に関しましては高茶屋幼稚園が令和7年の3月に閉園いたします。それで設定を46と49の差をつけております。

教育長 富田委員。

富田委員 地域の実情に合わせてそういうふうな違いを設けているということですね。

幼児教育課程担当副参事 はい。

教育長 田村委員。

田村委員 少し記述的なことで気になりましたが、施行はあくまでも来年令和7年4月1日。しかし、この定員を前提とした募集は今年度にしますよね。そのあたりの齟齬というのは大丈夫なのでしょうか。

教育長 幼児教育課程担当副参事。

幼児教育課程担当副参事 幼児教育課程担当副参事です。今年に関しましては高茶屋幼稚園とあと2園閉園の予定があります。それで、これに関しましては12月の議会で条例改正をしてからになりますので、募集にあたっての規則を先に改正させていただくことになります。

教育長 大丈夫ですか。4月1日から施行ですが、実際の幼児の募集はもう始まりますよね。そのあたりのことはよろしいですか。幼児教育課程担当副参事。

幼児教育課程担当副参事 8月以降に広報で募集を出させていただきます。その時はまだ募集人数は入りません。しかし、8月の中頃に入園の願書を取りに来られた方の中の要項の中に募集人数の全体の数が入っている形になっております。それにあわせまして、先に規則を改正させていただくことになりました。

教育長 田村委員。

田村委員 私の認識が違うのか分かりませんが、法令などの改正、条例レベルになりますとよく施行日はあくまでも実際に受け入れる日、令和7年4月1日ですけれども、前段でどうしても先にしなければならないことを附則で書いておきまして、これについては交付の日からみたいなのがよくありますが、そういう措置をしなくていいのかなということが少し気になりました。公募に数字は出ないとは言いまして、実際には定員ありきで動いていきますので、入園決定自体を施行日前に当然保護者にも通知しますよね。それらの事務的なことがこの書き方で大丈夫なのかなということが少し気になりました。一言附則にもう1行準備行為みたいなのについては交付したら始めるよみたいなのが書いてある例が多分あるのではないかなと思います。どこかに。

教育長 西口委員。

西口委員 例えば今日の教育委員会で言いましたら、例えば9月1日から施行するなど、そういうふうな文になるのですか。

教育長 田村委員。

田村委員 改正する条項の一部のところなど何か技術的に表現するところがあつたような気がします。例えば、もっと言いますと、私の経験でいきますと、保育園、認定こども園などを新設しますよね。あくまでも条例上施設が出来るのは4月1日ですが、その園に入園する子どもたちはその前年度のうちに募集を始めますよね。ですので、それを1行附則で、何条については交付の日からとかそういうふうな技術的なテクニックがありましたりますので、そういうことを打っておかなくていいのかなと思いました。これも規則ですよ。交付されましてらいつから有効になるかは分かりませんが、常識的に本当にスタートするのは4月1日

しかあり得ないと思うのですけども。そのための準備は、4月1日の施行ありきではないといけないので、今のお話、少しくまげませんが、新設する園でしたら、まだ存在しない園の園児を募集しないといけませんので、そこは附則で保障しておくような書き方があったような気がします。すみません、あまり詳しくないですが。

教育長 幼児教育課程担当副参事。

幼児教育課程担当副参事 この幼稚園規則に関しましては毎年このような形で、時期はずれますが2月の子ども子育て会議のときに休園、閉園等がありました場合は、規則を改正するという形でこのような形でさせていただいております。

田村委員 前からこうしてきているということですね。

教育長 前からこうしているからというのはあまり答えになっていませんので、しっかりと理屈的に言ってください。今まで例えば附則たくさんあったじゃないですか。この附則は全部4月1日施行なのですが、3月27日、違う違う、4月20日ですね。全部、施行は。

幼児教育課程担当副参事 幼稚園がなくなるというときには。

教育長 田村委員。

田村委員 人数だけでしたらいいのですが、今回の2園は対象の年齢を新設しますよね。それで、その3歳児というのは今年度に募集しますよね。3歳児が受け入れられるようになるのは、本当は4月1日ですが、その前段でまだ施行前に募集する行為など入園の決定をする行為は施行前にすることになりますので、そこをしっかりと担保するような1行が必要なのではないのかなということ。極端なことを言いますと、見直して人数が減る園は何だかんだ言いますが、内数の話ですので、そんなにどうこうないと思いますが。今もあるわけですし。

教育長 幼児教育課程担当副参事。

幼児教育課程担当副参事 幼稚園規則を見ますと教育長決裁で挙げておりますので、閉園に関しましては条例でということになりますが、このような形でまずは一旦挙げさせていただいてということ。す。

教育長 学校教育部長。

学校教育部長 学校教育部長です。この津市立幼稚園規則につきまして、先ほど田村委員がおっしゃいましたこの規則が何年から施行するかということにつきまして、これを直しましたものを令和7年4月1日から施行するというふうな形で教育長決裁を受けるといふ、そういう流れになるかなと思いますが、そういうことではなくということですか。

教育長 田村委員。

田村委員 来年7年4月1日から施行するという事は、変わったものが初めて4月1日以降に有効になるわけです。

学校教育部長 はい。

田村委員 しかし、一番分かりやすいことは、そこで初めて藤水と南立誠に3歳の受入れ枠が出来るんです。4月1日以降に。しかし、募集はそれよりも前にしますよね。

学校教育部長 はい。

田村委員 ですので、施行前に事前準備的なことはしますよという但し書きなどが、よく条例ではなくても規則なのですが、そういう例が結構あったように思いますので、そういった表現を入れておかなくてもいいのかなということが気になりました。

教育長 学校教育部長。

学校教育部長 この規則の中に入れるという。

田村委員 私の記憶では、附則に、ただし何々につきましては施行前からしますというふうな。

教育長 学校教育部長。

学校教育部長 なるほどですね。これにつきましては、法務室とも相談させていただきまして、外へ出ることもありましたので少し担当で動いておりましたが、準備の附則を入れるというふうなことにつきましては聞いておりませんでしたので、もう1度確認はさせていただきます。広報に出ますし、人数は外には出ませんが、変わりますということもお伝えさせていただきました上で、どのよう

な形でさせていただくといいかということも事前には少し確認はしておりましたが、もう1度確認をさせていただきます。

田村委員 すみません、余計なことを言ったかも分かりませんが、法務室に見ていただきました上で。

学校教育部長 法務室に相談はさせていただいております。すみません。もう一度確認させていただきます。

教育長 西口委員。

西口委員 今日これで決定して交付するわけですので、交付するという事は公にすることですので、そこからは公になって動いていきまして来年4月1日からスタートするという判断なのかもしれませんね。

田村委員 そうですね。

西口委員 この間にもう1つ文言が法令的にありましたかどうか少し自信がございません。

田村委員 施行前からこの行為はするよみたいなものを。

学校教育部長 募集することに関しましてですよね。

田村委員 そうです。そこの施行のところにもう1個入れておくなど何かそういうものが、自分の記憶違いか分かりませんが。

学校教育部長 すみません。もう1度確認をさせていただきます。

田村委員 すみませんがよろしくお願いします。

学校教育部長 ありがとうございます。

田村委員 新設する施設などの利用申し込みなどは受付を始めた前にはしますので、そういう意味では施行前からするという一言を入れておくこととよく似た感じなのかなと思いました。

学校教育部長 分かりました。

教育長 施行するのは4月1日からですよ。ここに書くのは施行が4月1日からなので、駄目なのかなという気はしますがね。

田村委員 法務室がいいようでしたら問題はないと思いますが、私の取り越し苦労だと思いますが。

学校教育部長 一応相談はさせていただきます。

教育長 確認だけもう1回していただきまして。

学校教育部長 もう1回確認しておきます。

田村委員 すみません。

教育長 それで良ければこの原案どおりということによろしいですか。

学校教育部長 はい。

教育長 では、そういうことでお願いをします。議案第32号につきましては、確認をしていただきました上で、良ければ原案どおりで承認ということで。それでもしということがありましたら、また改めまして委員の皆様にご確認をいただくということで。

学校教育部長 申し訳ありません。確認いたします。

教育長 それでは、確認をするということの条件付きで第32号につきましては、可決ということで行きたいと思います。

<以下非公開>

教育長 それでは、非公開事案ですが、議案第31号「津市社会教育委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

【非公開】

生涯学習課課長 説明

各委員 質疑

生涯学習課課長 説明

教育長 それでは、議案第31号につきましては原案どおり可決するというところで御異議ございませんか。御異議なきようですので、議案第31号につきましては、原案どおり可決いたします。続きまして議案第33号津市いじめ問題対策

連絡協議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。教育研究支援課長。

【非公開】

教育研究支援課長 説明

各委員 質疑

教育研究支援課長 説明

教育長 それでは議案第33号につきましては原案どおり可決するということで御異議ございませんか。御異議なきようなので議案第33号につきましては原案どおり可決をいたします。続きまして、議案第34号令和6年度津市学校運営協議会委員の一部任命替えについて、事務局から説明をお願いします。教育研究支援課長。

【非公開】

教育研究支援課長 説明

各委員 質疑

教育研究支援課長 説明

教育長 それでは議案第34号につきましては原案どおり可決ということで御異議はございませんか。はい、御異議なきようですので議案34号につきましては原案どおり可決をいたします。協議事項に入ります。(1) 令和6年度津市一般会計補正予算<教委所管分>案にかかる協議について、事務局から説明をお願いします。教育総務部次長。

【非公開】

教育総務部次長 説明

各委員 質疑

教育総務部次長 説明

各委員 質疑

生涯学習課長 説明

教育長 以上で本日の案件をすべて終了いたしました。その他、何か委員の皆さんから御意見あるいは何かありましたらお願いします。よろしいですか。それではこれもちまして、令和6年第7回津市教育委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

一同 ありがとうございました。